

「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針等」における一般利用者(患者や見舞客)向けルールの設定

- エリアごとに適切な使用ルールを設定することで、安心・安全な携帯電話等の使用に貢献

場所	エリアごとの主な考慮事項	(ルール設定の参考事例※)	
		通話等	メール等
①待合室・ロビー・廊下・EVホール等	<ul style="list-style-type: none"> ✓通常は医用電気機器が存在しないが、医用電気機器を装着している患者は存在しうる。 ✓歩きながらの使用の防止、通話マナーなどの配慮が重要。 	○	○
②病室	<ul style="list-style-type: none"> ✓通常使用されている医用電気機器は限定的。ただし輸液ポンプなどには気を付ける必要がある。また、医用電気機器を装着している患者は存在しうる。 ✓特に多人数病室の場合は、他の患者の静養の妨げにならないよう、マナー面での注意が必要。 	△ (多人数病室では通話は×)	○
③診察室	<ul style="list-style-type: none"> ✓通常使用されている医用電気機器は診断用であり影響は限定的。また、常に医療従事者の管理下にある。ただし、医用電気機器を装着している患者は存在しうる。 ✓診察の妨げや他の患者の迷惑にならないよう、マナー面の注意が必要。 	× (電源を切る必要はない)	△ (電源を切る必要はない)
④手術室、集中治療室等	<ul style="list-style-type: none"> ✓生命維持管理装置など、万が一の場合のリスクが非常に大きいものがあり、携帯電話端末の使用は原則として禁止されるべき。 ✓電源を切る(または電波を発射しないモードにする)ことを徹底すること 	× (電源OFF)	× (電源OFF)
⑤携帯電話使用コーナー等	<ul style="list-style-type: none"> ✓医療機関内に使用できる場所が少ない場合は、当該コーナーの適切な場所への設置が望ましい 	○	○

※上記事例はあくまでも参考事例。これも参考に、各医療機関において合理的なルールが設定されることが望ましい。